

「楽しい教室・夢広がる学校」のために

体罰のない学校づくりをめざして

令和2年7月改訂

体罰とは、「身体に対する侵害、肉体的苦痛を与える懲戒」です。

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下教員等）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならないとされています。

体罰はなぜ
だめなの？

暴言も
だめなの？

「死ね」「そんなこともできないの」「バカ」などの暴言（精神的攻撃）も子どもを傷つけ、過度の不安感、おびえなどの情緒障害、うつ症状や学校に適應できないといった影響がでることがあります。

体罰は子供にどんな影響を
与えるの？

- 眠れない・頭が痛い・お腹が痛い など（体調不良）
- 自分の気持ちを表現するのが難しい・怒りっぽくなる
- ボーッとして集中力がなくなる
- 感情のコントロールが難しい・暴力をふるう・友達とのトラブル
- 好奇心や意欲の低下・何にでも興味をもてない
- 集中力が続かない・勉強にとりくめない（意欲低下）
- 大人に自分の気持ちを話せなくなる
- 脳の発達に深刻な影響がある
- 体罰によってケガをする



体罰は、重大な人権侵害です



体罰は、児童生徒の心に大きな傷を残します



体罰は、教職員と児童生徒との信頼関係を崩します



体罰は、たとえ1回であっても学校不信を招きます

STOP！体罰

NO！暴言



グラウンドを走らせることや床掃除をさせる懲戒など、児童生徒に極端な肉体的苦痛を伴う行為

用便のため室外に出ることを許さないなど教室に一定時間留め置く行為

体罰

殴る・蹴るなど身体に対する直接の侵害を内容とする行為

正座、直立等、指定の姿勢を長時間にわたって保持させ、児童生徒に肉体的苦痛を与える行為や殴る・蹴るなど身体に対する直接の侵害を内容とする行為

◇「体罰」と判断される行為の例

<身体に対する侵害を内容とするもの>

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を突き飛ばして転倒させる。

<被害者に肉体的苦痛を与えるようなものえるようなもの>

- 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で、正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させる。

教員の怒り

教員のおごり

教員の焦り

体罰によらない指導方法を身に付けましょう

- 1 「焦り」をなくす
- 2 「怒り」を抑えて「叱る」心に迫る叱り方を
「怒り」は自分が腹が立つなどの一つの感情。「叱る」は相手が理解できる言い方で説得すること。
- 3 自分が上という「おごり」の気持ちを捨てる

相手の言動にイライラしたり、感情的になりそうなときは・・・

怒りのコントロール アンガーマネジメント



生徒との距離をとる（その場を離れるなど）

「大丈夫」「乗り切れる」

自分を説得する言葉を用意する。

心の中で**6秒カウント**（6秒ルール）

呼吸は大きくゆっくり、「**深呼吸**」

子どもの自己肯定感を高める関わりを・・・

「〇〇しちゃだめ」と伝えるのではなく肯定しながら具体的に伝えましょう。

「〇〇してすごいね」などできていることをその場で具体的にほめましょう。

じっくり粘り強く
成長を信じて



STOP

体罰はしない・させない・見逃さない